

引渡し注意書兼物品受領書

- 1 物件の引渡し後の返品は認めない。
- 2 物件引渡し後、物品に隠れた瑕疵があっても、その瑕疵に対する請求をすることはできない。
- 3 引渡し後速やかに名義を変更し、変更した旨の記載された書類を会津森林管理署南会津支署長へ提出すること。
- 4 廃車する場合は「一時抹消登録証明書」の写しを、継続使用する場合は使用者を変更した「自動車検査証」の写しを会津森林管理署南会津支署長へ提出すること。

上記「引渡し注意書」に異存なく物品を受領しました。(物件番号 号)

令和 年 月 日

住所：

氏名：

引渡し職員	
-------	--